

## 令和6年度 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

町は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、令和6年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 方針の適用範囲

この方針は、町的全組織を対象とする。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、その所在地が芽室町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(3) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※次の①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者、精神障害者の割合が30%以上

(4) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等で物品の製造、役務の提供等を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

### 5 調達する物品等

本町において障害者就労施設等から調達する主な物品等は、調達実績のある以下の物品等とする。なお、調達実績のない物品等についても、その施設等が提供可能な物品等については調達を検討する。

(1) 物品 色付き指定ごみ袋

(2) 役務 色付き指定ごみ袋配送業務、収入証紙配送業務、古着回収梱包作業、収入証紙印刷業務、除草、清掃、食器食缶洗浄業務

## 6 調達の目標

令和6年度において町が達成すべき優先調達の目標は、下記のとおりとし、予算の範囲内で調達する。

項目	内容	令和5年度目標	令和5年度実績	令和6年度目標
物品	色付き指定ごみ袋 購入	12,915,000円	12,914,255円	12,993,000円
役務	色付き指定ごみ袋 配送業務	1,051,000円	1,035,460円	1,062,000円
役務	収入証紙配送業務	1,247,000円	1,261,841円	1,241,000円
役務	古着回収梱包作業	53,000円	52,800円	53,000円
役務	収入証紙印刷業務	7,016,000円	7,897,889円	6,920,000円
役務	除草	592,416円	591,800円	569,184円
役務	清掃	1,126,752円	1,122,000円	1,139,160円
役務	食器食缶洗浄業務	2,915,000円	2,860,000円	2,926,000円
合計		26,916,168円	27,736,045円	26,903,344円

## 7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの調達実績のある物品等については、引き続き積極的な調達を行うよう、担当課に対して当該方針についての理解と協力を求める。
- (2) 障害者就労施設等からの調達実績のない物品等については、健康福祉課が障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、町の全組織へ情報提供を行う。各課はその情報を基に、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 物品等の調達の実績については、翌年度の8月末までに概要を取りまとめ町ホームページ等により公表する。

## 9 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。